

特に優れた業績による奨学金返還免除内定制度

(独) 日本学生支援機構 2027 年度大学院進学予定者 特に優れた業績による返還免除内定制度について

1 制度の目的

第一種奨学金の貸与終了時に、奨学金の全額または半額の返還が免除される「特に優れた業績による返還免除」を、進学前に内定する制度であり、大学院での学修に係る経済的不安を早期に解消し、進学へのインセンティブを高めることを目的としています。

申請は進学を予定している前年度に進学予定先の大学院を通じて行います。

2 対象者

以下のすべてを満たすこと

- (1) 学部等において修学支援新制度（多子世帯のみ可）を受けていること又は、住民税非課税世帯であることが確認できること
- (2) 本学大学院に進学を予定していること
- (3) 学部の成績等から将来 (2) の分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができると認められること

3 申請方法

1. 学生課窓口で「大学院の返還免除内定制度申込希望」と伝え資料一式を受取る。

【資料受取期限】 2026 年 10 月 16 日（金） 17 : 00

2. 「スカラネット入力下書き用紙」への記入後、日本学生支援機構の申込サイト「スカラネット」へアクセスし申込登録をし、申込後に表示される「スカラネット受付番号」を「スカラネット入力下書き用紙」に記入する。

【スカラネット登録期限】 2026 年 10 月 16 日（金） 24 : 00

3. 学生課窓口へ下記書類を提出する。

- ① 「返還免除内定制度申請書」
- ② 「スカラネット入力下書き用紙」のコピー ※受付番号を必ず記入してください。
- ③ (非課税世帯のみ) 「資産の申告書」及び本人と生計維持者全員の「令和 8 年度課税証明書」

【書類提出期限】 2026 年 10 月 19 日（月） 17 : 00

4 選考等について

対象者の要件に満たしていることを確認、学内委員会において候補者を選考したうえで日本学生支援機構へ推薦をします。(2026 年 11 月予定)

5 内定者決定について

学生支援機構が最終審査を行い、返還免除内定者が決定されます。

決定通知は、「基本枠」2027年2月下旬、「追加枠」は2027年7月下旬に通知を配布予定です。

6 その他の留意事項

- ・本内定制度を利用するためには、大学院の予約採用あるいは進学後の在学採用にて第一種奨学金の申込みを別途申し込む必要があります。
- ・内定の申請要件と第一種奨学金の選考基準は異なる基準であることから、第一種奨学金が不採用となった場合には、内定者として決定されていたとしてもその効力を失います。
- ・内定となった約1年後に「中間評価」があり、内定者として相応しい成績を挙げているかどうかを確認しますが、修業年限内で修了する見込みがないまたは、貸与適格基準の「廃止」「停止」「警告」に該当した場合は、内定取消となります。（やむを得ない事由や、休学期間に伴う修了延期を除く）
- ・内定者であっても貸与終了時に、「特に優れた業績による返還免除」の本申請が必要です。

※学外から本学への入学予定者で申請を希望する方は、下記学生課学生支援係へ「大学院返還免除内定制度申請希望」の旨をメールでご連絡ください。「スカラネット入力下書き用紙」と「識別番号（ユーザーID・パスワード）」をお送りしますので、上記②～④の手順で申請ください。※別途、成績証明書の提出が必要です。

【会津大学学生課学生支援係】E-mail: student-support@u-aizu.ac.jp

問い合わせ・書類提出先

学生課 学生支援係 （担当：國分）

Tel:0242-37-2515 E-mail: student-support@u-aizu.ac.jp